

第 1 章 総則

第 1 節 港湾の分類

港湾は、港湾法第一章第二条により以下のように区分されている。

- | | |
|----------|--|
| 「国際戦略港湾」 | 長距離の国際海上コンテナ輸送に係る国際海上貨物輸送網の拠点となり、かつ、当該国際海上貨物輸送と国内海上貨物輸送網とを結節する機能が高い港湾であって、その国際競争力の強化を重点的に図ることが必要な港湾として政令で定めるもの。
(宮城県では該当無し) |
| 「国際拠点港湾」 | 国際戦略港湾以外の港湾であって、国際海上貨物輸送網の拠点となる港湾として政令で定めるもの。
(仙台塩釜港 (仙台港区・塩釜港区・石巻港区・松島港区)) |
| 「重要港湾」 | 国際戦略港湾又は国際拠点港湾以外の港湾であって、海上輸送網の拠点となる港湾、その他の国の利害に重大な関係を有する港湾として政令で定めるもの。(宮城県では該当無し) |
| 「地方港湾」 | 国際戦略港湾、国際拠点港湾及び重要港湾以外の港湾
(女川港、荻浜港、表浜港、雄勝港、金華山港、気仙沼港、御崎港) |
| 「避難港」 | 暴風雨に際し小型船舶が避難のため、てい泊することを主たる目的とし、通常貨物の積卸又は旅客の乗降の用に供せられない港湾
(雄勝港) |
| 「56条港湾」 | 港湾区域の定めのない港湾で、都道府県知事が水域を公告した港湾
(宮城県では該当なし) |

第2節 港湾の範囲

港湾は水域と陸域に二分され、その区域構成は以下のとおりである。

港湾区域 港湾法第四条第四項又は第八項（これらの規定を第九条第二項及び第三十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による同意又は届出があった水域であり、経済的に一体の港湾として管理運営するために必要な最小限度の区域について、国土交通大臣又は都道府県知事が港湾管理者に対して認可する。

臨港地区 港湾の管理運営を円滑に行うため、港湾区域と一体として機能すべき陸域であり、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二章の規定により臨港地区として定められた地区又は港湾法第三十八条の規定により港湾管理者が定めた地区。臨港地区は、構造物その他の構造物の用途を規制するため、その地域を分区に区分することができ、港湾管理者がこれを指定する。

表：分区の種類

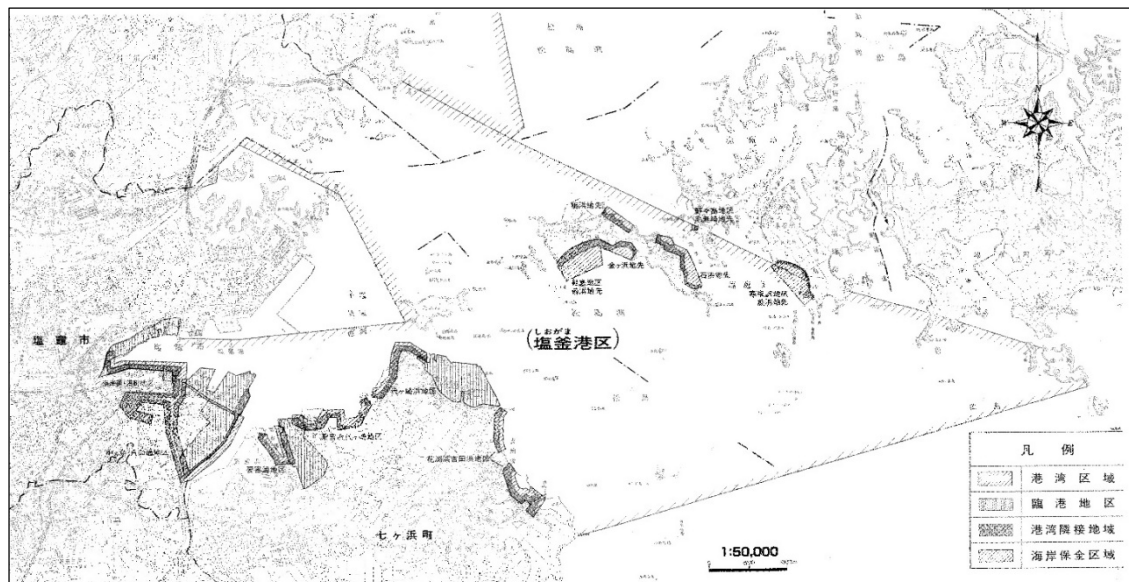
分区名称	説明
商 港 区	旅客又は一般の貨物を取り扱わせることを目的とする区域
特殊物資港区	石炭、鉱石その他大量ばら積を通例とする物資を取り扱わせることを目的とする区域
工 業 港 区	工場その他工業用施設を設置させることを目的とする区域
鉄道連絡港区	鉄道と鉄道連絡船との連絡を行わせることを目的とする区域
漁 港 区	水産物を取り扱わせ、又は漁船の出漁の準備を行わせることを目的とする区域
バンカー港区	船舶用燃料の貯蔵及び補給を行わせることを目的とする区域
保 安 港 区	爆発物その他の危険物を取り扱わせる事を目的とする区域
マリーナ港区	スポーツ又はレクリエーションの用に供するヨット、モーターボートその他の船舶の利便に供することを目的とする区域
修景厚生港区	その景観を整備するとともに、港湾関係者の厚生を増進を図ることを目的とする区域

※宮城県内の臨港地区は、仙台塩釜港（塩釜港区）に保安港区、仙台塩釜港（石巻港区）に商港区、工業港区、漁港区、修景厚生港区がそれぞれ指定されている。

港湾隣接地域 水域である港湾を保全し、水域にある港湾施設を維持し、港湾の背後地を保全するために、港湾管理者が指定した地域

海岸保全区域 津波、高潮、波浪、その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護するために、都道府県知事が防護すべき海岸として指定した区域
 （注：海岸保全区域は海岸法に基づき指定されたものである）

※宮城県内の港湾及び港湾海岸の指定範囲は港湾関係例規集を参照すること。



参考図：仙台塩釜港（塩釜港区）の区域指定

第3節 港湾施設の種類

港湾施設とは、実体的には「港湾の成立又は港湾機能の発揮、補充に必要な人為的工作物」をいうものと解されるが、具体的には港湾区域及び臨港地区に存在する以下の諸施設をいう。

港湾法第2条第5項で定められている港湾施設は以下のとおりである。なお、港湾区域及び臨港地区内以外のものについても、国土交通大臣が港湾管理者の申請によって認定したものは港湾施設とみなすこととなっている。（港湾法第2条第6項）

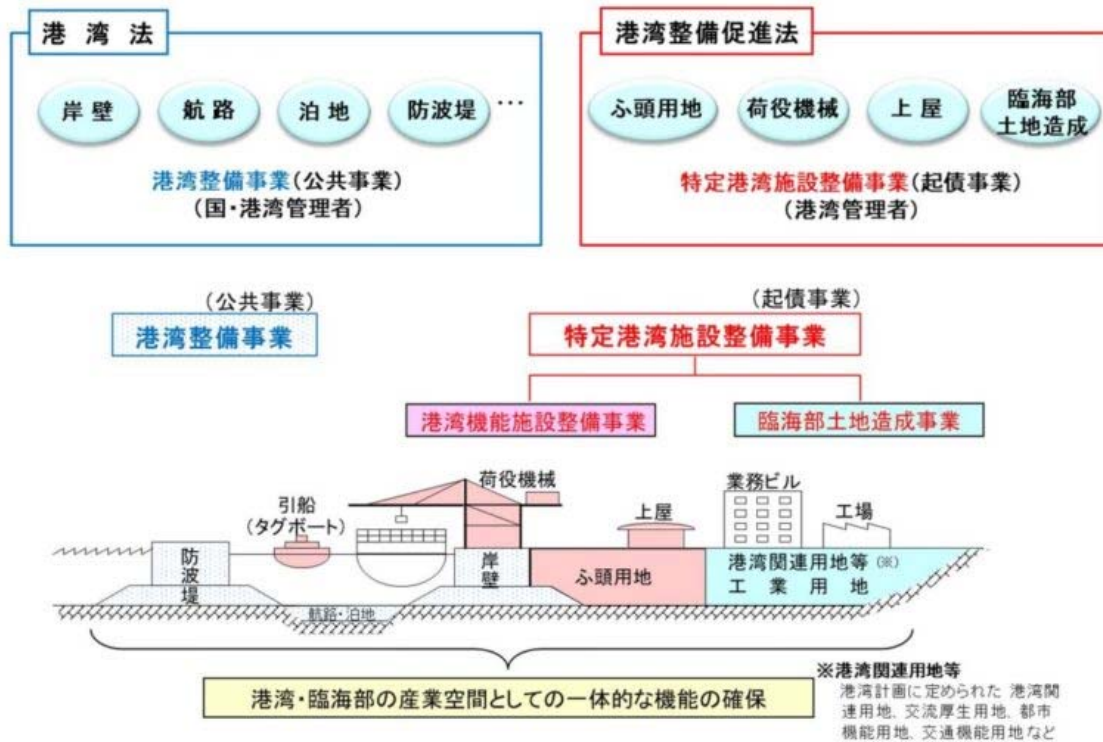
- | | |
|------------------|---|
| ①水 域 施 設 | 航路、泊地及び船だまり |
| ②外 郭 施 設 | 防波堤、防砂堤、防潮堤、導流堤、水門、閘門、護岸、堤防、突堤及び胸壁 |
| ③係 留 施 設 | 岸壁、係船浮標、係船くい、栈橋、浮栈橋、物揚場及び船揚場 |
| ④臨 港 交 通 施 設 | 道路、駐車場、橋梁、鉄道、軌道、運河及びヘリポート |
| ⑤航 行 補 助 施 設 | 航路標識並びに船舶の入出港のための信号施設、照明施設及び港務通信施設 |
| ⑥荷 さ ば き 施 設 | 固定式荷役機械、軌道走行式荷役機械、荷さばき地及び上屋 |
| ⑦旅 客 施 設 | 旅客乗降用固定施設、手荷物取扱所、待合所及び宿泊所 |
| ⑧保 管 施 設 | 倉庫、野積場、貯木場、貯炭場、危険物置場及び貯油施設 |
| ⑨船 舶 役 務 用 施 設 | 船舶のための給水施設、給油施設及び給炭施設（⑩に掲げる施設を除く。）、船舶修理施設並びに船舶保管施設 |
| ⑩港 湾 情 報 提 供 施 設 | 案内施設、見学施設その他の港湾の利用に関する情報を提供するための施設 |
| ⑪港 湾 公 害 防 止 施 設 | 汚濁水の浄化のための導水施設、公害防止用緩衝地帯その他の港湾における公害の防止のための施設 |
| ⑫廃 棄 物 処 理 施 設 | 廃棄物埋立護岸、廃棄物受入施設、廃棄物焼却施設、廃棄物破碎施設、廃油処理施設その他の廃棄物の処理のための施設（港湾役務堤供用移動施設を除く。） |
| ⑬港 湾 環 境 整 備 施 設 | 海浜、緑地、広場、植栽、休憩所その他の港湾の環境の整備のための施設 |

- | | |
|--------------|---|
| ⑭港 湾 厚 生 施 設 | 船舶乗組員及び港湾における労働者の休泊所、診療所その他の福利厚生施設 |
| ⑮港 湾 管 理 施 設 | 港湾管理事務所、港湾管理用資材倉庫その他の港湾の管理のための施設（港湾管理用移動施設を除く。） |
| ⑯港 湾 施 設 用 地 | 前各号の施設の敷地 |
| ⑰移 動 式 施 設 | 移動式荷役機械及び移動式旅客乗降用施設 |
| ⑱港湾役務提供用移動施設 | 船舶の離着岸を補助するための船舶、船舶のための給水、給油及び給炭の用に供する船舶及び車両並びに廃棄物の処理の用に供する船舶及び車両 |
| ⑲港湾管理用移動施設 | 清掃船、通船その他の港湾の管理のための移動施設 |



参考図：代表的な港湾施設（仙台塩釜港（石巻港区））

第4節 港湾事業の概要



●港湾整備事業（公共事業）

外郭施設、係留施設、水域施設などの施設を補助事業や交付金事業で実施する事業。

●起債事業

- 1) 港湾機能施設整備事業（機能債） 港湾整備事業（公共事業）による岸壁、物揚場、航路及び泊地等の港湾の基本施設の整備に併せて、港湾の機能を発揮させるために必要な上屋、荷役機械、引船、埠頭用地、貯木場、港湾機能支援施設の整備を行うものである。
- 2) 臨海部土地造成事業（臨海債） 造成地を港湾関連用地、都市機能用地、交通施設用地、製造業用地等として利用する目的で海面を埋め立てあるいは用地を買収する方法により臨海部に土地を造成する事業である。

第5節 適合性確認

5-1 適合性確認

技術基準の性能規定化に伴い多様な設計方法が可能となるが、これらの方法を用いた建設、改良する施設が技術基準に適合しているかどうかの判断において、高度な技術的知見が必要となる。そのため、公共の安全又は公益上重要な施設を対象として、国土交通大臣が定めた設計手法を用いない場合の技術基準への適合性の確認について、従来からの港湾管理者による審査に加えて、国（国土交通大臣）又は技術力のある第三者機関（国土交通大臣の登録を受けた確認機関）が実施することで、安全性のダブルチェックを図るもの。

適合性確認は、「港湾法施行規則の一部を改正する省令」（平成19年3月28日国土交通省令第19号。平成19年3月28日付け官報（号外第64号）に掲載済み）第2条及び附則第3条の規定が平成20年1月1日より施行されることにより、港湾の施設の設計・施行に関する港湾管理者等への提出書類が追加されたもの。

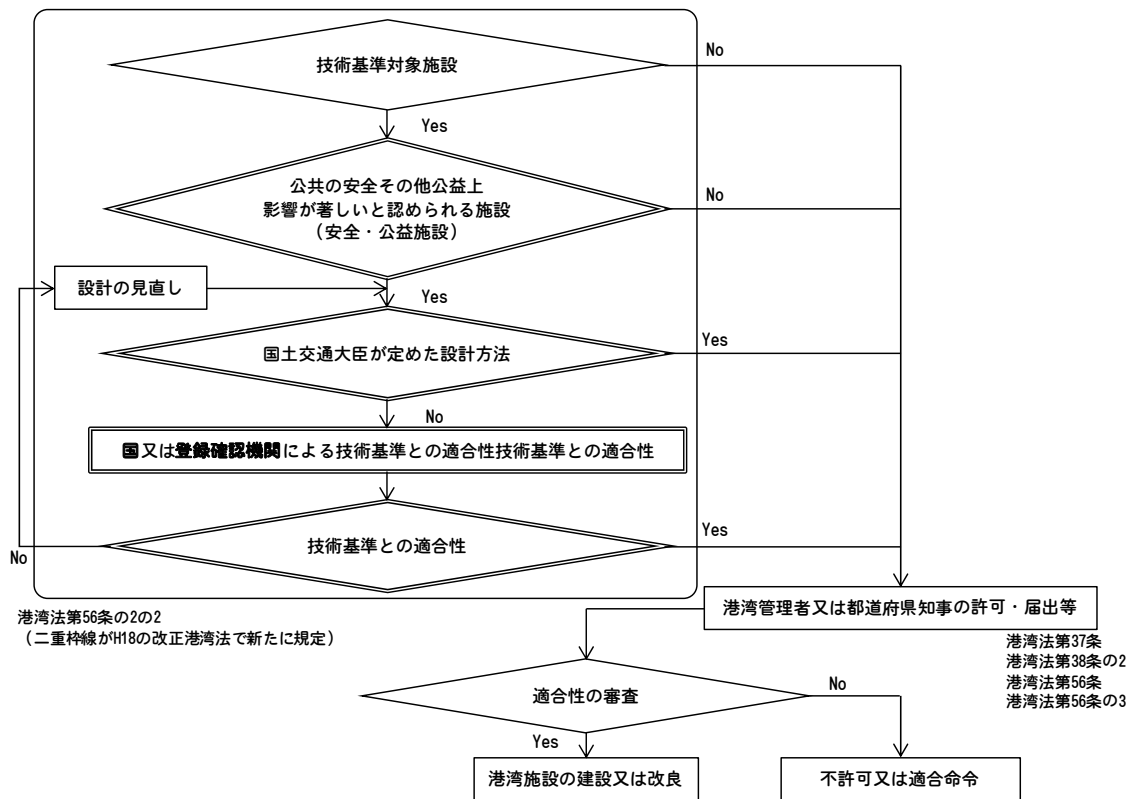
5-2 適合性確認の対象となる施設

適合性確認の対象となる施設は、上述の港湾法施行令第19条による技術基準対象施設（港湾の施設）であるとともに、公共の安全その他の公益上影響が著しいと認められるものとして国土交通省令（法第56条の2の2第3項）で定めるもの。ただし、国土交通大臣が定めた設計方法を用いる場合は、対象から除外される。

表：技術基準対象施設と適合性確認対象施設の関係

技術基準対象施設（港湾の施設） 港湾法施行令第19条		適合性確認対象施設 港湾法第56条の2の第3項 港湾法施行規則第28条の2	
1. 水域施設		適合性確認不要	
2. 外郭施設 （海岸保全施設・河川管理施設は除く）	水門又は陸閘	設置水深10m未満	適合性確認必要 ※部分係数法による場合は適合性確認不要
	上記以外の外郭施設	設置水深10m以上	適合性確認必要
3. 係留施設	①水深7.5m以上の係留施設 ②危険物積載船、旅客船（旅客定員13人以上）、自動車航送船の係留用	設置水深10m未満	適合性確認必要 ※部分係数法による場合は適合性確認不要
		設置水深10m以上	適合性確認必要
	③レベル2地震動への耐震性を有する係留施設	適合性確認必要	
	上記以外の係留施設	適合性確認必要	
4. 臨港交通施設 （港湾施設に限る）	道路及び橋梁	適合性確認必要 ※道路構造令及び関係規定に準じた方法による場合は適合性確認不要	
	上記以外の臨港交通施設	適合性確認不要	
5. 荷さばき施設 （港湾施設に限る）	固定式荷役機械及び軌道走行式荷役機械（大規模地震対策施設）	適合性確認必要	
	上記以外の荷さばき施設	適合性確認不要	
6. 保管施設（港湾施設に限る）		適合性確認不要	
7. 船舶役務用施設（港湾施設に限る）		適合性確認不要	
8. 移動式施設（移動式荷役機械にあつては、自動的に、又は遠隔操作により荷役を行うことができるものに限る）		適合性確認不要	
9. 旅客乗降用固定施設		適合性確認不要	
10. 廃棄物埋立護岸（港湾施設に限る）	設置水深10m未満	適合性確認必要 ※部分係数法による場合は適合性確認不要	
		適合性確認必要	
	設置水深10m以上	適合性確認必要	
11. 海浜（港湾施設に限る）		適合性確認必要	
12. 緑地及び広場 （港湾施設に限る）	緑地及び広場（大規模地震対策施設）	適合性確認必要	
	上記以外緑地及び広場	適合性確認不要	

※印は、国土交通省告示「港湾法第五十六条の二の二第三項ただし書の設計方法」第二条第一項の規定による。



図：港湾施設の適合性確認の流れ

※旧基準で設計された施設の確認の必要性の有無について

当面の間、港湾の施設の技術上の基準を定める省令(平成19年国土交通省省令第15号、以下「基準省令」という。)の適用については、基準省令附則第2項に規定する経過措置の規定に基づき、改正前の基準により建設又は改良される施設が存在するが、このような施設については、適合性確認を必要としないものとする。

5-3 適合性確認業務を行う者

適合性確認業務は、港湾法第56条の2の2第3項の規程により、国土交通大臣又は国土交通大臣の登録を受けた者(以下「登録確認機関」)の確認を受けることとされており、令和4年8月時点で、一般財団法人沿岸技術センター及び一般社団法人寒地港湾空港技術研究センターが「登録確認機関」として登録されている。

※国土交通大臣は登録確認機関が行うことができる確認業務を実施しない。

表：適合性確認対象施設と確認業務範囲の対象

適合性確認対象施設 港湾法施行規則第28条の2	確認業務範囲の対象		
	(財)沿岸技術研究センター	(社)寒地港湾技術研究センター	国土交通省
外郭施設(海岸保全施設・河川管理施設は除く)	○	○	×
係留施設(水深7.5m以上、危険物積載船、旅客船(旅客定員13人以上)、自動車航送船、レベル2地震動への耐震性を有する係留施設) 上記以外の係留施設	○	○	×
道路及び橋梁	○	×	×
固定式荷役機械及び軌道走行式荷役機械(大規模地震対策施設)	○	×	×
廃棄物埋立護岸(港湾施設に限る)	○	○	×
海浜(港湾施設に限る)	○	○	×
緑地及び広場(大規模地震対策施設)	○	○	×

5-4 適合性確認の必要書類

適合性確認には、施行規則第6号の二において規定する申請様式と、施行規則第28条の3第3項に規定する関係書類を取り揃え、国土交通省又は登録確認機関へ申請する。

- ・確認申請書 1部（施行規則第6号の二）
- ・関係書類 各1部（施行規則第28条の3第3項）

- ① 確認対象施設の位置図
 - ② 確認対象施設の諸元及び要求性能を示す書類並びに主要寸法を示す図面
 - ③ 確認対象施設への作用及びその設定の根拠を記載した書類
 - ④ 照査方法を記載した書類
- ① 上記①～④の電子データ（PDF形式等）

※関係書類の構成は①から④の順で作成すること。また、電子データのファイル形式はPDFデータを基本とするが、提出前に国土交通省又は登録確認機関に確認すること。

第六号の二様式（第二十八条の三関係）（平18国交令・追加、平25国交令91・令元国交令20、令2国交令98・一部改正）

年月日

国土交通大臣

登録確認機関 殿

氏名又は名称及び法人にあつては、
その代表者の氏名

確認申請書

港湾法第56条の2の2第3項の確認を受けたいので、港湾法施行規則第28条の3の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて申請いたします。

記

- 1 施設の名称、種類及び位置
名称 ○○港○○地区○○
種類 港湾法施行規則第28条の2第○号に規定する○○○
位置 ○○港○○地区○○埠頭（別添位置図のとおり）
- 2 照査の実施方法の概要
- 3 添付書類の目録

〔備考〕

用紙の大きさは、日本産業企画A列4番とすること。

以上

適合性確認申請様式

5-5 留意事項

(1) 確認内容

設計条件の決定から断面決定までの設計内容を事業申請前に国土交通省又は登録確認機関と打合せし、内容について了解を得る。審査の了解事項は記録に残し、事業申請時において申請内容が了解事項と適合しているか確認をする。

(2) 確認時期

確認に当たり、手戻り等を減らすため、事前に国土交通省又は登録確認機関の指導及び助言を受けること。相手方が内容を確認するための期間確保を考慮し、事前に郵送あるいはメール等により資料を提出する。

事業申請予定年度の前年度まで完了するものとするが、通常1ヶ月、設計内容の変更があった場合は3ヶ月位の期間を要するためできるだけ早い時期に確認を受けるようにすること。

設計内容によっては、再計算するよう指導があるので委託履行期間内に確認を完了するようにすること。

確認にあたっては手戻りのないよう設計条件、基本断面の決定、最終断面の決定等、段階的に審査を行う。

3-6 確認審査上の留意点

(1) 設計上の問題が事前に予想される場合には、構想調査等の段階であっても事前に相談するようにすること。また、埋立免許が必要な施設については、埋立免許申請前にも相談することが望ましい。

(2) 新規断面の場合は、比較設計を実施し、経済性、施工法、安定計算結果等を総合的にとりまとめ、工費については代表断面だけでなく、工区ごとあるいは施設全体で考慮する必要がある。同一の施設であっても、設計条件により比較設計を行い、大きく変化する場合は、工区を分割して比較設計を改めて行うことが必要である。

(3) 延長の長い施設については、水深、土質、設計波等の変化に応じて適切な工区分割を行い、設計検討断面を設定する必要がある。工区の分割は、経済性を追求し、施工性も含めて合理的な説明が出来るよう、整理しておくことが必要である。

(4) その他

- ① 継続事業において、施工延長が延びて自然条件等が変わるような場合は、設計条件の見直しを行うこと。なお、設計条件見直しにおいて技術基準の適用については事前に相談すること。
- ② 隣接して同一設計条件で同一機能の施設がある場合、隣接施設の断面との整合性、工程計画について十分検討すること。
- ③ 設計業務をコンサルタント等に委託するケースで、業務を委託したからといって、その成果を鵜呑みにすることなく、担当者が内容を十分に検討理解し、適合性確認時には担当者自ら説明すること。
- ④ 設計計算書が膨大な場合は、時間が無駄にならないようにポイント（設計条件

の設定、計算手法等重要な項目、断面決定要因等）をおさえた概要版を作成すること。また、問題点がはっきりしている場合は予め言及するよう努めること。

- ⑤ 土質調査資料は、経済的で確実な構造物を設計・施工するために不可欠な設計条件となるため、その重要性を認識し、適切な調査計画に基づいて実施すること。
- ⑥ （２）及び（３）については、確認時に実施が義務づけるものではないが、確認過程での質問や会計検査等において、適切に説明できるよう整理しておくこと。